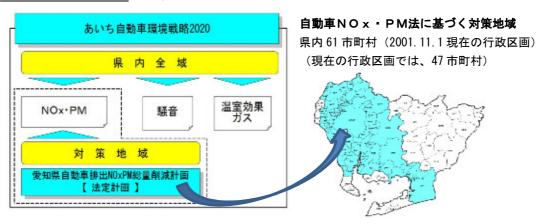
## あいち自動車環境戦略 2020 の当面の取扱いについて

愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(以下、「総量削減計画」という。)と一体的に策定した**あいち自動車環境戦略 2020** (以下、「戦略」という。)については、現在、国において、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について審議中であることから、2020 年度とする目標年度を当面の間、延長する。

## 1 戦略と総量削減計画の関係

自動車NOx・PM法に基づく総量削減計画は、戦略と施策がほぼ同一であることから、整合性を図りつつ、戦略の一部として総量削減計画を組み込み、一体的に策定した。



## 2 国における審議と総量削減計画、戦略との関係

今般、国の総量削減基本方針の目標年度となったことから、中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス総合対策小委員会において、基本方針に基づく目標の達成状況や施策等の進捗状況について評価・点検を行い、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について審議している(令和2年9月~)。このため、答申を経て、必要な措置が講じられるまでの間においては、引き続き現行の基本方針がその効力を有する旨、環境省から通知された(参考資料2)。これに伴い、本県の総量削減計画及びこれと一体的に策定した戦略についても、当面の間、延長する。

## 国の総量削減基本方針(法第6条・第8条)

最終目標:対策地域内における環境基準確保\*(2020年度)

- ※ ・測定局において継続的・安定的に環境基準を達成
  - ・常時監視測定局のない場所において汚染の広がりを考慮

引き続き有効

国基本方針に基づき策定

あいち自動車環境戦略 2020

(目標年度: 2020 年度)

県の総量削減計画(法第7条・第9)

当面の間、延長